

政府判断で電波停止あり得るのはG7で日本だけ



放送法の解釈変更 真相徹底究明迫る



質問する田村智子議員=13日、参院予算委



参院予算委
田村智子議員の質疑

参院予算委 田村智子 参院議員が厳しく追及

日本共産党の田村智子議員は13日の参院予算委員会で、放送法の解釈変更に関する政治的圧力がかけられたことを記した総務省の行政文書を取り上げ、「放送の自由への介入が官邸主導で画策された疑惑は極めて重大だ」として、真相の徹底究明を求めました。

官邸の圧力で解釈変更

政府は放送法の「政治的公平」について、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としていました。

しかし、2015年5月に当時の高市早苗総務相が「一つの番組のみでも」判断できると「補充的説明」の答弁をし、翌年には電波停止にも言及する政府統一見解を発表しました。

田村氏は、文書内で解釈変更を求めたのは元首相補佐官の磯崎陽輔氏で、「補充的説明をしてはどうかと意見しました」「総務省とは数回にわたって意見交換」（3日、ツイッター）したと本人も認めるなど、官邸の圧力で解釈変更がなされた外形的事実を明らかに強調しました。

統一見解の撤回と磯崎氏の証人喚問を要求

田村氏は、磯崎氏が総務省に意見し、一番組で放送法違反を判断できる「補充的説明」がつけられたと指摘。同氏の証人喚問を要求しました。さらに、主要7カ国（G7）で「政府の判断で電波停止もあり得るのは日本だけだ」と批判し、統一見解を撤回するよう求めました。

「放送局の番組全体」で判断、を「一つの番組」でも判断できる、に変更した問題の本質は。



放送法の根幹を「変更」

「一つの番組」でも判断できるとなれば、さまざまな主義主張を一つの番組に詰め込まなければなりません。「補充的説明」どころかまったくの「変更」です。

判断するのは誰なのか

「政治的公平」を判断するのはあくまで放送局です。もし権力が判断したらどうなるのか。権力に従わない放送内容について「偏っている」と断罪できることになります。

指示したのは誰なのか

端的なのは磯崎氏の「この件は俺と総理が二人で決める話」（2月24日）という発言。実行者は磯崎補佐官ですが、首相の意をくんで先兵の役割を果たしたにすぎません。

放送法の解釈変更は、放送法1条と憲法21条に明記された表現の自由への侵害です。

政権監視と情報伝達を機能不全に陥らせれば「新しい戦前」を作りかねません



この重大問題の真相の
全面解明を求めていきましょう。

権力に負けず真実を伝える
「しんぶん赤旗」をご購読ください。
(日刊紙 3,497円、学割あり。日曜版 930円)



参議院議員(東京選挙区選出)

やまぞえ・たく

山添 拓

東京
民報

ご連絡・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590

2023年3月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。
発行/東京民報社(港区芝1-4-9 平和会館5階) 1965年11月12日第三種郵便物認可

日本共産党

政府判断で電波停止あり得るのはG 7で日本だけ



放送法の解釈変更 真相徹底究明迫る



質問する田村智子議員= 13日、参院予算委



参院予算委
田村智子議員の質疑

参院予算委 田村智子 参院議員が厳しく追及

日本共産党の田村智子議員は13日の参院予算委員会で、放送法の解釈変更に関する政治的圧力がかけられたことを記した総務省の行政文書を取り上げ、「放送の自由への介入が官邸主導で画策された疑惑は極めて重大だ」として、真相の徹底究明を求めました。

官邸の圧力で解釈変更

政府は放送法の「政治的公平」について、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としていました。

しかし、2015年5月に当時の高市早苗総務相が「一つの番組のみでも」判断できると「補充的説明」の答弁をし、翌年には電波停止にも言及する政府統一見解を発表しました。

田村氏は、文書内で解釈変更を求めたのは元首相補佐官の磯崎陽輔氏で、「補充的説明をしてはどうかと意見しました」「総務省とは数回にわたって意見交換」（3日、ツイッター）したと本人も認めるなど、官邸の圧力で解釈変更がなされた外形的事実は明らかだと強調しました。

統一見解の撤回と磯崎氏の証人喚問を要求

田村氏は、磯崎氏が総務省に意見し、一番組で放送法違反を判断できる「補充的説明」がつくられたと指摘。同氏の証人喚問を要求しました。さらに、主要7カ国（G7）で「政府の判断で電波停止もあり得るのは日本だけだ」と批判し、統一見解を撤回するよう求めました。

「放送局の番組全体」で判断、を「一つの番組」でも判断できる、に変更した問題の本質は。



放送法の根幹を「変更」

「一つの番組」でも判断できるとなれば、さまざまな主義主張を一つの番組に詰め込まなければなりません。「補充的説明」どころかまったくの「変更」です。

判断するのは誰なのか

「政治的公平」を判断するのはあくまで放送局です。もし権力が判断したらどうなるのか。権力に従わない放送内容について「偏っている」と断罪できることになります。

指示したのは誰なのか

端的なのは磯崎氏の「この件は俺と総理が二人で決める話」（2月24日）という発言。実行者は磯崎補佐官ですが、首相の意をくんで先兵の役割を果たしたにすぎません。

放送法の解釈変更は、放送法1条と憲法21条に明記された表現の自由への侵害です。

政権監視と情報伝達を機能不全に陥らせれば「新しい戦前」を作りかねません



この重大問題の真相の
全面解明を求めていきましょう。

権力に負けず真実を伝える
「しんぶん赤旗」をご購読ください。
(日刊紙 3,497円、学割あり。日曜版 930円)



ご連絡・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590
2023年3月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。
発行/東京民報社(港区芝1-4-9 平和会館5階) 1965年11月12日第三種郵便物認可

日本共産党